

# 身体的拘束等の適正化のための指針

(指定基準省令第 183 条の規定に基づく身体的拘束等の適正化のための指針)

一般財団法人 安寿苑 ローズヴィラ水戸  
2018 年 4 月 1 日作成

## 1. 身体的拘束等適正化の理念

ローズヴィラ水戸は、生活の場であり、ご入居者に対して人格と尊厳を守ることを第一とし、ご入居者の日々の生活機能が維持向上されるようにケアを行います。

したがって、身体拘束は、ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行いません。

ローズヴィラ水戸では、多職種連携でご入居者のアセスメントに取り組み、ご入居者のこれまでの人生やこれからの希望に寄り添います。ご入居者の言動の背景を理解して、ケアプランを策定・実行します。これによって、身体拘束に頼らず、ご入居者のその人らしい暮らしの実現を図ります。

【参考】身体的拘束等に該当する具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 2. 身体的拘束等適正化の方針

### (1) 身体的拘束等の禁止

ローズヴィラ水戸においては、原則として身体的拘束等を行いません。

### (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明・確認を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その態様等を記録するなど、十分な観察を行うとともに、介護サービスの質の評価及び経過の記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除します。

### (3) 身体的拘束等禁止に取り組む姿勢

- ① 身体的拘束等禁止に関する取組みは、常務理事及び施設長を中心として、多職種連携で取り組みます。ケアに悩むことがあれば、一人で抱え込まず、他の職員や上席者、必要に応じて、主治医等に相談します。身体的拘束等は、職員の誇りや士気の低下を招くおそれが

あることを理解します。

- ② 多職種の視点からご入居者のアセスメントに取り組み、ご入居者自身、ご入居者の言動の背景を理解して、その人らしい暮らしを支援するケアプランを策定・実行します。
- ③ ご家族から身体的拘束等を希望されても、それをそのまま受け入れるのではなく、ご入居者本人にとって居心地のいい環境・ケアを創り上げるため、家族と一緒に考えます。
- ④ ご入居者等の生命又は身体を保護するためであっても、常に代替的な方法を考えます。緊急やむを得ずどうしても身体拘束を行わざるを得ない場合も、極めて限定的にします。

### 3. 身体的拘束等適正化のための体制

- (1) 身体的拘束適正化検討委員会（指定基準省令第 183 条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会）を設置し、3 ヶ月に 1 回以上開催します。
- (2) 身体的拘束適正化検討委員会は、常務理事、施設長、副施設長、各課（課長、主任、副主任）で構成します。必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医、専門医等の助言を仰ぎます。
- (3) 身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーは、以下のとおりとします。
  - ・責任者・・・ 稲葉昭子常務理事
  - ・副責任者・・・ 稲葉孝子施設長
  - ・実務担当リーダー・・・ 外山副施設長
  - ・実務担当・・・各課（課長、主任、副主任）
- (4) 身体的拘束適正化検討委員会では、以下の項目を検討・決定します。
  - ① 本指針6に定める「身体的拘束等に関する報告」の様式を整備します。
  - ② 担当者から、前回委員会の議事録及び身体的拘束等の解除に向けての経過観察記録について報告します。
  - ③ 報告された事例について、身体的拘束等の状況などを集計・分析し、身体的拘束等の発生原因、結果などをとりまとめ、当該身体的拘束等を解除できないか、三要件の確認（適正性）と解除に向けた対策（適正化策）を検討します。
  - ④ 解除に向けた対策（適正化策）を講じた場合には、その効果について評価します。
- (5) 身体的拘束適正化検討委員会の結果は、議事録を職員掲示板に掲示するなどして周知徹底します。

### 4. 身体的拘束等適正化のための研修

- (1) 身体的拘束等適正化のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を、年2回以上実施します。
- (2) 新規採用時（派遣社員等の入職時を含む。）に、身体的拘束等適正化のための研修を実施します。
- (3) 研修の内容は、以下のとおりとします。
  - ① 身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
  - ② 本指針に基づく、身体的拘束等の適正化に関する徹底
- (4) 研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残します。

### 5. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、次の3つの要件のすべてを確認します。

切迫性：入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること

(2) 要件を満たしているか、身体拘束の内容、期間等は、慎重な手続きで確認します。

- ① 「緊急やむを得ない」に該当するかどうかの判断は、身体的拘束適正化検討委員会の担当者から報告を受け、責任者または副責任者で判断します。
- ② ご入居者本人やご家族に対して、身体拘束の内容等を説明し、十分な理解を得て、確認書に署名をいただきます。身体拘束の実施終了日以降において、なお身体拘束を必要とする場合においては、実施終了日前にご入居者・ご家族等に対してあらためて説明・確認した上で実施することとします。

(3) 身体拘束に関する記録を行い、身体拘束の解除に取り組みます。

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する解除に向けての経過観察記録」にその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ② 具体的な記録情報をもとに、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有します。「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合には、ただちに解除します。

## 6. 身体的拘束等に関する報告

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、身体拘束の内容、期間等を確認し、身体的拘束適正化検討委員会の議事録として記録を残し、介護職員その他の従業者に報告します。
- ② 身体拘束の解除に向けての経過観察記録は、身体的拘束適正化検討委員会に報告します。

## 7. ご入居者等による本指針の閲覧

本指針は、ご入居者及びご家族が閲覧できるようにホームページ等に掲載します。